

令和4年2月18日	通告順序
午前 10時5分 受領	7

令和4年2月18日

会津美里町議会議長 横山 知世志 様

会津美里町議会議員 9番 渋井 清隆



一 般 質 問 通 告 書

令和4年定例会3月会議において、次のことについて質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

- (注) 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1、土地改良区の理事・理事長等について	2021年（令和3年）11月第29号土地改良区広報会津宮川の理事長あいさつのなかで、「私議、去る9月3日開催の総代会において役員選任により理事となり、その後の理事会において、この度、理事長に就任しましたので、ここに謹んでご報告申し上げます。」と記述されている。 そこで伺う。 1、土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、法により特にその成立を認められている「公法人」であることは既にご承知のことと思います。 ところで、町長が、会津宮川土地改良区（以下「土地改良区」という。）の総代会に於いて役員選任により理事となり、その後の理事会において理事長に就任しました。と述べられているが、①組合員から選任された理事なのか、②それとも組合員でない者から選任された理事なのか、③「理事・理事長」とは「株式会社」などで言う「社長、取締役・代表取締役、代表執行役」等と同じ位置づけになると考えます。	町 長

2、保管動産誤処分に係る弁護士委任契約等について	そこで、町長が土地改良区の理事・理事長等を兼ねることができる法的根拠 2、土地改良区に対する出資の有無と金額 3、理事長の週における勤務体系（出勤日数等） 4、理事長の報酬の有無と報酬額 令和3年8月6日開催の全員協議会の場において、町営住宅外川原団地67号棟内保管動産誤処分の経過概要について資料に基づき説明があった。 しかし、その資料には、動産の内容と町顧問弁護士と委任契約をする旨の記載はない。 その後、令和4年2月8日開催された全員協議会における資料には町顧問弁護士と令和3年7月28日で委任契約をするとの記載しているだけである。 そこで、①令和3年8月6日開催の全員協議会の場において、町顧問弁護士と委任契約締結に関しての説明を拒んだ理由、②動産に係る資料の提出を拒んでいる理由、③町顧問弁護士と委任契約を締結しなければならない理由について伺う。	町 長
3、庁舎の修補等について	庁舎屋根の点検・修補は数回にわたり実施したが、庁舎南側正面2階にあたる屋根と外壁の接合部分からいまだにバックアップ材と見受けられる物が垂れ下がっている。そうすると点検ミスにより修補が完了としたとは言い難い。 何を根拠に検査確認し、修補完了と認めるのか当局の見解を伺う。 以 上	町 長